

第 1 2 5 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平 成 2 8 年 2 月 1 9 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

## 第 125 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 2 月 19 日 (金) 午後 2 時 02 分

2. 閉会年月日 平成 28 年 2 月 19 日 (金) 午後 2 時 17 分

3. 開催場所 南部町立中央公民館

### 4. 出席委員 (23 人)

会長 15 番 赤 石 敏 文

会長職務代理 20 番 砂 庭 周 平

委員 1 番 磯 川 齋 2 番 藤 田 博 康

3 番 山 内 一 男 4 番 庭 田 藤 樹

6 番 川守田 雄 一 7 番 中 村 文 男

8 番 四 戸 正 子 9 番 堀 内 重 男

10 番 工 藤 雄 一 11 番 坂 本 俊 孝

12 番 工 藤 喜代治 13 番 梅 内 勝 治

14 番 石 橋 薫 17 番 西 塚 晴 義

18 番 高 森 直 樹 19 番 佐々木 照 雄

21 番 高 橋 仁 22 番 中 野 らん子

23 番 馬 場 隆 25 番 松 村 範 明

26 番 庭 田 豊 茂

### 5. 欠席委員 (2 人)

5 番 野 田 清 八 24 番 工 藤 茂

### 6. 会議書記

事務局長 中 里 司

班長 佐 藤 慶

### 7. 会議日程

日 程 第 1 会議録署名委員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸般の報告

日 程 第 4 報告第 6 号 農地の賃借料情報の提供について

日 程 第 5 議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日 程 第 6 議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日 程 第 7 議案第 35 号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日 程 第 8 議案第 36 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)  
について

日 程 第 9 議案第 37 号 平成 28 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について

事務局長	<p>ただいまから、第 125 回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>天候の悪い中、また気温の変化が激しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>早速でんが、会議を始めます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 25 名中 23 名で、委員定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 2 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録 署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録 署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>9 番 堀内 重男 委員</p> <p>10 番 工藤 雄一 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 報告第 6 号「農地の賃借料情報の提供について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>それでは、報告第 6 号について、ご説明いたします。</p> <p>平成 27 年 1 月から 12 月までに締結した農地の賃貸借における賃借料水準の動向について、情報を提供するものです。</p> <p>田の部ですが、南部町全域の平均額は 5,200 円で、最高額は 8,900 円、最低額は 3,000 円です。</p> <p>畑の部は、南部町全域の平均額が 6,800 円で、最高額は 10,000 円、最低額は 3,800 円です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第 6 号について、発言はありますか。</p>

	<p>(なしの声)</p> <p>発言がないようですので、報告第6号の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第5 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第33号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は6件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 照雄 調査員</p>
佐々木 調 査 員	<p>19番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る2月12日、高森 調査員と中央公民館において、議案第33号について、関係者立ち会いのうえ聞き取り調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項各号に掲げる、許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人・譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は小区画で耕作が不便なため、譲渡するものです。</p> <p>番号2番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は小区画で耕作が不便なため、譲渡するものです。</p> <p>番号3番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため、譲渡するものです。</p> <p>番号4番の申請理由は、譲受人が父から贈与を受けて営農するため申請地を取得するもので、譲渡人は農業後継者である子に贈与するため、譲渡するものです。</p> <p>番号5番の申請理由は、譲受人が夫の父から贈与を受けて営農するため申請地を取得するもので、譲渡人は農業後継者である子の妻に贈与するため、譲渡するものです。</p> <p>番号6番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するもので、譲渡人は労働力不足のため、譲渡するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可 要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第33号について、ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 33 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>日程第 6 議案第 34 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 34 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、10 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 11,933 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は畑、期間は 9 年 11 か月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,963 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田及び畑、期間は 20 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は採草放牧地、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 1,614 円です。</p> <p>番号 6 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,000 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 14,950 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第 34 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 34 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 35 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、13 番 梅内 勝治 委員の関係している事案が含まれていますので、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>それでは、梅内 委員、退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 11 分 梅内委員退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p>

佐藤班長	<p>佐藤班長</p> <p>議案第 35 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、存続期間は平成 28 年 2 月 24 日から平成 38 年 2 月 23 日までの 10 年間、10 a 当たりの賃借料は、年額 14,950 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 35 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 35 号については、原案のとおり許可相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。</p> <p>ここで、梅内 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 13 分 梅内委員着席)</p> <p>次に、日程第 8 議案第 36 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 36 号について、ご説明いたします。</p> <p>租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項及び地方税法附則第 12 条第 1 項の規定により、贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の継続のため、引き続き農業経営を行っていることの承認を求めるものです。</p> <p>受贈者の氏名・住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から 3 番の、対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。</p> <p>番号 4 番の対象となる事由は、不動産取得税です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 36 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 36 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 37 号「平成 28 年度農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>議案第 37 号について、ご説明いたします。</p> <p>昨年 10 月に、青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 695 円になりました。</p> <p>本委員会で設定している平成 27 年度の標準額は 679 円で、最低賃金より 16 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、平成 28 年度の農作業標準賃金の額を設定するものです。</p> <p>平成 28 年度の標準賃金は、水田田植え及び脱穀を 100 円引き上げ 5,600 円に、りんご剪定も 100 円引き上げて 8,400 円に改正するものです。</p> <p>なお、機械作業による標準料金は、平成 27 年度と同額とするものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 37 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 37 号については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 125 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 17 分)</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 2 月 19 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員